

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

告示

- 字の区域の変更(五九六・市町村課)……………1
- 生活保護法による介護機関の認定(五九七・福祉政策課)……………3
- 生活保護法による指定介護機関の変更(五九八・福祉政策課)……………5
- 生活保護法による指定介護機関の廃止(五九九・福祉政策課)……………5
- 平成十九年度クリーニング師試験の実施(六〇〇・生活衛生課)……………5
- ふ化業者の登録(六〇一・北部家畜保健衛生所)……………6
- 道路の供用開始(六〇二・道路課)……………7
- 道路区域の変更及び供用開始(六〇三・道路課)……………7

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)……………7

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催(一九・教育庁総務課)……………7

## 告 示

### 秋田県告示第五百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡井川町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

南秋田郡井川町黒坪字新聞 二一の一に隣接する水路である公有地の全部	南秋田郡井川町黒坪字越雄
南秋田郡井川町黒坪字小泉 九四の二の一部、九六の一部	南秋田郡井川町黒坪字横堰下
南秋田郡井川町北川尻字新坂 二二の二、二二の三、二三の二、二三の四、二四の一、三六の一、三八、三九の一、四〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	南秋田郡井川町黒坪字小泉
南秋田郡井川町黒坪字越雄 七三から七五までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	南秋田郡井川町黒坪字白旗
南秋田郡井川町黒坪字小泉 一一〇の一、一一一の一、一一二、一一三の一、一一四の一、一一五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	南秋田郡井川町保野字子堀台
南秋田郡井川町北川尻字新坂 二六の一、二七の一、二八の一、二九の一、三〇、四八、四九、五一から六四まで、六五の一、六五の二、六六の一、六六の二、六七の一、六七の二、六八の一、六八の二、六九から八九まで、一三四及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	

南秋田郡井川町保野字子堀台 一、二から一三まで、三四の一、三四の二、三四の三、四八の二、四五の二、五五の三、五六の一、五六の六、五八の二、五九、六〇、六三の一、六三の二、六四の三、六四の四及びこれらの区域に隣接する水路である国有地、公有地の全部	南秋田郡井川町北川尻字新坂 一、三から六まで、七の一、七の二、一〇の一、一一の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六、一七、一八の一、三一から三四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
南秋田郡井川町保野字子堀台 一一の一から一一の三まで、三四の一、三四の四の一部、四一、四二の一、四八の一の一部、七二の一部、七三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	南秋田郡井川町北川尻字新坂 一、三から六まで、七の一、七の二、一〇の一、一一の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六、一七、一八の一、三一から三四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
南秋田郡井川町保野字子堀台 一、二から一三まで、三四の一、三四の二、三四の三、四八の二、四五の二、五五の三、五六の一、五六の六、五八の二、五九、六〇、六三の一、六三の二、六四の三、六四の四及びこれらの区域に隣接する水路である国有地、公有地の全部	南秋田郡井川町北川尻字新坂 一、三から六まで、七の一、七の二、一〇の一、一一の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六、一七、一八の一、三一から三四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
南秋田郡井川町保野字子堀台 一、二から一三まで、三四の一、三四の二、三四の三、四八の二、四五の二、五五の三、五六の一、五六の六、五八の二、五九、六〇、六三の一、六三の二、六四の三、六四の四及びこれらの区域に隣接する水路である国有地、公有地の全部	南秋田郡井川町北川尻字新坂 一、三から六まで、七の一、七の二、一〇の一、一一の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六、一七、一八の一、三一から三四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

<p>南秋田郡井川町八田大倉字深間 一六二の一、一六二の二、一六三の一から一六三の四まで、一六四の三、一六四の五、一六四の六、一六四の八から一六四の一〇まで、一六五の二から一六五の八まで、一六六の一から一六六の三まで、一六七の二、一八〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町保野字川原 一七の一部、二〇から二五までの各一部、三三の一部、三四の三、三四の五の一部、六六の一部、六七、七〇の一の一部、七一の一の一部、七一の二、七六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町保野字家ノ前 一から四までの各一部、五の一の一部、五の四及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町保野字川原 六の一、八の一、三六の一、三七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字深間 一六四の一、一六四の二、一六四の四、一六四の七、一六五の一、一六七の一、一六八の一から一六八の四まで、一六九から一七九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
	<p>南秋田郡井川町保野字高田</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字縄手内</p>		

<p>有地の全部 南秋田郡井川町宇治木字宇治木 六一の一から六一の四まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字深間 九一の二、九二の二、九九の二、一〇〇の二の一部、一〇〇の三、一一六の二、一一七の二、一四五の二の一部、一四五の三、一四六の一から一四六の三まで、一四七の一、一四七の二、一四八の二、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五一の一、一五一の二、一五二の二、一五三の二、一五四の一、一五四の二、一五五、一五六の二、一五七の二、一五八の二、一五九から一六一まで、一八〇の一部、一八三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町宇治木字前田面 四六の二、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五六の一、五六の四、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の四、一五五及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字長表 三五の一部 南秋田郡井川町黒坪字天神 八六の二、八八の一、九〇の一、九一の一、一一一の一、一一三、一一三の二、一三六の一、一三七、一三八の一、一四一の一、一四二の一、一四三の一、一四六及びこれらの区域に隣接</p>
<p>南秋田郡井川町宇治木字前田面</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字深間</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字川原</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字長表</p>

<p>介在する道路、水路である公有地の全部 南秋田郡井川町黒坪字天神 一四三の一、一四三の三、一四四の二の地先の道路である公有地の一部</p>	<p>南秋田郡井川町黒坪字天神 一から三までの各一部、五から一一までの各一部、一七から一九までの各一部、一〇七の一の一部、一〇八の一部、一〇九の一、一一〇の一、一一一、一一二の一、一一三の一、一一四の一、一一五の一、一一六、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字長表 二六の二、二七の二、二八の二、二九の二の一部、三〇、三一の一、三二の二、三三の一、三三の三、三三の二、三三の三、三四及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地、公有地の全部</p>	<p>南秋田郡井川町黒坪字羽根田 二四五の二及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部、一三八、二四〇、二四一、二四二に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに一二二の地先の水路である公有地の一部</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字長表 二九の二の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地、公有地の全部</p>
<p>南秋田郡井川町八田大倉字長表</p>	<p>南秋田郡井川町黒坪字葉師</p>	<p>南秋田郡井川町黒坪字天神</p>	<p>南秋田郡井川町黒坪字天神</p>	<p>南秋田郡井川町八田大倉字長表</p>

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所 もんじゅ苑	株式会社フルタイム 代表取締役	能代市東町三番十八号	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護	平成十九年十二月二十四日
小規模多機能型居宅介護事業所 わか杉の郷	株式会社グッドスマイル 代表取締役	能代市二ツ井町仁鮎字家後三十四番地三	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護	平成十九年十二月十六日
居宅介護支援ひまわり	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	由利本荘市西目町海士剥字御月森一番地	居宅介護支援事業	平成十九年十月一日
ケアプラザかんきょう能代店	株式会社かんきょう 代表取締役	能代市落合字上悪土百六十二番地	居宅介護支援事業	平成十九年十二月一日
ケアプラザかんきょう大館店	株式会社かんきょう 代表取締役	大館市住吉町一番二十号	居宅介護支援事業	平成十九年十一月一日

南秋田郡井川町黒坪字葉師  
三〇の一部、三一の一部、三三から  
三六までの各一部及びこれらの区域に  
隣接する水路である公有地の全部

南秋田郡井川町施田字羽根田  
一三八に隣接する道路、水路である  
公有地の全部並びに一三九の地の先  
の道路である公有地の全部

南秋田郡井川町八田大倉字深間  
一、二、五から九まで、一、一三、  
一七、一八、二二、二三、二四の一か  
ら二四の三まで、二五の二から二五の  
四まで、二六の二の一部、二六の二か  
ら二六の四まで、二七の二、二七の二、  
二七の三の一部、二七の四、二八の一、  
二八の二の一部、二八の四の一部、二  
九の二の一部、二九の三の一部、二九  
の四の一部、三〇の二、三〇の三、三  
四から四一までの各一部、四六から五  
二までの各一部、一一〇の二の一部、  
一一〇の三の一部、一一一の二の一部、  
一一一の三、一一二の二の一部、一一  
四の二、一一五の一部、一一八の一部

南秋田郡井川町八田大倉字長表  
二の二の一部、二の三の一部、三の  
一部、四の一部、五の二、五の三、六  
七、一一から一四まで、一五から一八  
までの各一部及びこれらの区域に隣接  
介在する道路、水路である公有地の全  
部

一一九の二の一部及びこれらの区域に  
隣接介在する道路、水路である公有地  
の全部

南秋田郡井川町八田大倉字繩手内  
一の二から一の三まで、三の二から  
三の三まで、四の二から四の三まで、  
五の二から五の三まで及びこれらの区  
域に隣接介在する道路、水路である公  
有地の全部

域に隣接介在する水路である公有地の  
全部

南秋田郡井川町八田大倉字鳥木沢  
八八の一、八八の二、八九の一、八  
九の二、九〇の一、九〇の二、九一の  
一、九一の二、九二、九三の一、九三  
の二、九四の一、九四の二、九五の一、  
九五の二、九六、九七の一、九七の二、  
九八の一、九八の二、一〇五の二、一  
一三の二、一一四の二、一一五の二、  
一一六の二、一一七の二、一一八の三、  
一一八の四、一一九の二及びこれらの  
区域に隣接介在する道路、水路である  
公有地の全部

**秋田県告示第五百九十七号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二  
第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を  
次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基  
づき、告示する。  
平成十九年十二月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

ハッピー男鹿・ヘルパーステーション	株式会社ジャパンケアサービス秋田代表取締役社長	男鹿市船越字一向百九十五番十三号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月一日
ハッピー井川・居宅介護支援事業所	株式会社ジャパンケアサービス秋田代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十番地	居宅介護支援事業	平成十九年十一月一日
ハッピー井川・ヘルパーステーション	株式会社ジャパンケアサービス秋田代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月一日
ハッピー由利本荘・居宅介護支援事業所	株式会社ジャパンケアサービス秋田代表取締役社長	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	居宅介護支援事業	平成十九年十一月一日
訪問介護事業所さくら	特定非営利活動法人ケアポート大館代表理事	大館市根下戸新町五十一十八	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月十四日
居宅介護支援事業所さくら	特定非営利活動法人ケアポート大館代表理事	大館市根下戸新町五十一十八	居宅介護支援事業	平成十九年十一月十四日
デイサービスセンターさくら	大館ケアサポート企業組合 代表理事	大館市根下戸新町五十一十八	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十一月十三日
訪問介護センターこもれび	有限会社チヨウセイ 代表取締役	潟上市天王字上江川四十七番地千三百五十二	介護予防訪問介護	平成十九年十一月十五日
訪問介護センターこもれび	有限会社チヨウセイ 代表取締役	潟上市天王字上江川四十七番地千三百五十二	訪問介護	平成十九年十一月十五日
潟上市昭和デイサービスセンター	社会福祉法人昭和三和会 理事長	潟上市昭和久保字町後二百四十四番地	介護予防通所介護	平成十九年九月一日
いこいの里デイサービスセンター	株式会社ユウメディカル 代表取締役	仙北郡美郷町六郷字遠槻百五十四番地一号	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十一月一日
介護サービスセンター山王台 (居宅介護支援事業所)	社会福祉法人比内ふくし会 理事長	大館市池内字上野二百三十四番一号	居宅介護支援事業	平成十九年十一月一日
ななみち介護支援センター	有限会社ケアサブライ 代表取締役	由利本荘市薬師堂字中道二百五十七番	居宅介護支援事業	平成十九年十月十五日
ななみちデイサービス	有限会社ケアサブライ 代表取締役	由利本荘市薬師堂字中道二百五十七番	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十月十五日
株式会社虹の街大曲営業所	株式会社虹の街 代表取締役	大仙市戸蒔字谷地添百十二番一	介護予防訪問介護、 介護予防訪問入浴介護、 介護予防用具貸与、 介護予防用具販売、 特定介護 福祉用具販売、 特定介護 福祉用具販売	平成十九年八月一日
デイサービスセンターNPOのはな	特定非営利活動法人NPOのはな理事長	仙北市田沢湖卒田字北竹原九十六番地	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十月十五日
訪問介護事業所NPOのはな	特定非営利活動法人NPOのはな理事長	仙北市田沢湖卒田字北竹原九十六番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十月十五日
居宅介護支援事業所NPOのはな	特定非営利活動法人NPOのはな理事長	仙北市田沢湖卒田字北竹原九十六番地	居宅介護支援事業	平成十九年十月十五日

秋田県告示第五百九十八号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
株式会社博コーポレーション グループホーム鳥海	株式会社博コーポレーション 代表取締役	由利本荘市鳥海町下笹子字田中六十一番地二	グループホーム鳥海	株式会社博コーポレーション グループホーム鳥海	認知症対応型共同生活介護	平成十九年三月一日

秋田県告示第五百九十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン能代山本ヶアセンター	株式会社コムスン	能代市出戸本町六番地八	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年九月三十日
株式会社コムスンおおだてヶアセンター	株式会社コムスン	大館市池内田中三十一	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン本荘由利ヶアセンター	株式会社コムスン	由利本荘市出戸町字瓦谷地二十八番地一	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援事業	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンおがヶアセンター	株式会社コムスン	男鹿市船越字一向百九十五番地十三	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン大仙ヶアセンター	株式会社コムスン	大仙市花館字下屋敷二十六番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン井川ヶアセンター	株式会社コムスン	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援事業	平成十九年十月三十一日

秋田県告示第六百号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、次のとおり平成十九年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第六号）第四条の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十五日

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十年三月六日（木）午前十時

(二) 場所

秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環衛会館

秋田県知事 寺田典城

二 試験科目

(一) 学科試験（配点三百点）

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験（配点百点）

- (1) 繊維の鑑別
  - (2) ワイシャツのアイロン仕上げ
- 三 受験資格
- 次のいずれかに該当する者であること
- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者
  - (二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者
  - (三) 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者
  - (四) クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則(昭和三十年厚生省令第二十一号)附則第二項各号に規定する者
- 四 受験申込みに必要な書類
- (一) 受験願書
  - (二) 添付書類
    - (1) 受験資格を有することを証する書類(最終学校等の卒業証明書又は卒業証書の写し)
    - なお、卒業証明書又は卒業証書の写しに記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本一通を添付すること。
    - (2) 写真(縦九センチメートル、横五・五センチメートルの大きさで、出願前六月以内に撮影した正面・無帽のもの)
    - (3) 履歴書
- 五 受験願書用紙の交付
- (一) 期間及び時間
 

土曜日及び日曜日を除き、平成二十年一月七日(月)から同年二月一日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
  - (二) 場所
 

生活環境文化部生活衛生課又は各地域振興局福祉環境部

郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(洋四型)に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課へ申し込むこと。
- 六 受験願書の受付
- (一) 期間及び時間
 

土曜日及び日曜日を除き、平成二十年一月十五日(火)から同年二月一日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
  - (二) 場所
 

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

- 居住する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に居住する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部で受け付ける。
  - 郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書 在中」と朱書すること。
- 七 受験手数料
- (一) 額
    - 一 万円
  - (二) 納付方法
 

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 八 合格者の発表
- 平成二十年三月十四日(金)午前九時に秋田県庁正面公告板及び各地域振興局福祉環境部掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- 九 合格基準
- 総得点が二百四十点以上でかつ学科試験の各科目で三割以上、技能試験の各科目で五割以上をそれぞれ得点している場合。
- 十 試験結果の開示
- (一) 受験者本人に限り、科目別得点及び総合得点について口頭により開示請求をすることができる。
  - (二) 開示請求できる期間は、合格発表の日から一月間とする。
  - (三) 受付場所は、生活環境文化部生活衛生課とする。
  - (四) 開示請求をする際は、受験票、運転免許証等本人であることを証する書類を持参すること。
- 十一 試験についての問い合わせ先
- |                   |   |
|-------------------|---|
| 生活環境文化部生活衛生課      | 〒〇一〇一八五七〇<br>秋田市山王四丁目一番一号<br>電話番号〇一八八六〇一五九二             |
| 北秋田地域振興局大館福祉環境部   | 〒〇一八一五六〇一<br>大館市十二所字平内新田二百三十七<br>一<br>電話番号〇一八六一五二一三九五三  |
| 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 | 〒〇一八一三三九九三<br>北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の<br>一<br>電話番号〇一八六一六二一一一六五 |
| 山本地域振興局福祉環境部      | 〒〇一六一〇八一五<br>能代市御指南町一番十号                                |

秋田地域振興局福祉環境部	電話番号〇一八五一一四三三一 〒〇一八一四〇二 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番一 電話番号〇一八八八五五一一七三
由利地域振興局福祉環境部	〒〇一五一〇八八五 由利本荘市水林四百八番地 電話番号〇一八四一四二一四二一
仙北地域振興局福祉環境部	〒〇一四一〇〇六二 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 電話番号〇一八七一六三三三六八三
平鹿地域振興局福祉環境部	〒〇一三一八五〇三 横手市旭川一丁目三番四十六号 電話番号〇一八二一四五一六一四一
雄勝地域振興局福祉環境部	〒〇一二一〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号 電話番号〇一八三一七三一一六二七

秋田県告示第六百一号  
養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七條第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。  
平成十九年十二月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

一 ふ化業者	名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平十九第一号	有限会社 アグリほくお 北秋田市川井字漣岱三〇 代表取締役 大野重夫	J Aあきた北央比内地鶏素びな供給施設 北秋田郡上小阿仁村 大林字菊桜岱七五

二 登録年月日 平成十九年十二月二十四日  
三 登録の有効期限 平成二十二年十二月二十三日

秋田県告示第六百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			屋布沖田面線	上小阿仁村五反沢字堰根沢口七番三から字堰根沢口八三番三地先まで	四・四〇〇一五・〇〇	〇・一〇八
			屋布沖田面線		四・四〇〇一五・〇〇	〇・一〇八
					四・四〇〇一五・八〇	〇・〇六〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月二十五日から平成二十年一月十五日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 除雪グレーダ（四メートル級G2） 二台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

県道	大館十和田湖	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部 八一番から七六番一まで
----	--------	----------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月二十五日から平成二十年一月十五日まで

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十九年十二月二十五日

秋田県教育委員会委員長職務代理者 伊藤美津子

- 一 日時 平成十九年十二月二十七日 午後三時
- 二 場所 教育委員会委員室

日まで

秋田県告示第六百三三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 三 案件
  - (一) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
  - (二) その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 082-8766 FAX 082-0005  
 E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄